

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第7回）

令和3年8月11日

【稲畑補佐】 定刻より少し前ですけれども、委員の皆様、皆様おそろいですので、始めさせていただきますと思います。

本日は、委員の皆様、皆様お越しいただきまして、事務局からは画面に映っている6名でございます。途中、次長の矢野と課長の平山が中座させていただく場面がございますけれども、御了承ください。

それでは、座長の浜田先生、お願いできますでしょうか。

【浜田座長】 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループ、第7回を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。初めに、事務局の体制に変更があるということですので、紹介をお願いいたします。

【中原審議官】 過日、文化庁審議官に就任をさせていただきました中原と申します。どうぞよろしく願いいたします。博物館が有する文化、芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくりや国際交流、福祉、そしてひいては産業その他に幅広い役割を今後担っていかねばいけないということを思いに致し、そして皆様方の現場での御苦労や御工夫などをしっかり勉強させていただきながら、よりよい制度にしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。今回も先週8月5日に引き続きまして博物館部会で取りまとめた博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）に対しまして、博物館法の対象となる様々な館種を代表する団体の皆様にヒアリングという形で御意見を伺っていききたいと思います。各団体の皆様からは、事前に書面での御意見を頂いておりますが、本日は早急な検討が必要となる博物館の登録制度に対する御意見を中心に、特に強調したい点につきまして口頭での御説明を頂きたいと思っております。

各団体からの御説明の後、団体ごとに簡単な事実確認のための質疑の時間を設けますが、意見交換の時間につきましては、本日、お越しいただいている皆様に一通り御説明を頂いた

後に別途設けております。そのため、委員の皆様におかれましては、論議すべき内容に関する御質問や御意見等は、こちらの後半の方で御発言を頂きますようお願いいたします。

本日は、お声がけした団体の中から、全国科学博物館協議会、全国科学館連携協議会、日本公開天文台協会、全国昆虫施設連絡協議会、全国文学館協議会、そして日本博物館協会の6団体にお越しいただいております。また、全国大学博物館学講座協議会から書面で御意見を頂いておりますので、これも追って御紹介いたします。

まず、事務局から論議の前提となる審議経過報告について簡単に御紹介をしていただき、内容を共有した後に議事次第に記載の順番に御説明をお願いいたします。それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局の稲畑でございます。よろしく申し上げます。審議経過報告、資料1、通し番号で1ページ目からでございますけれども、この審議経過報告、委員の皆様にお取りまとめいただいたものであり、前回のワーキンググループでも説明させていただいておりますので、ごく簡単に内容を共有させていただきます。

1ページ目から審議経過報告でございます。めくっていただいて2ページ目の柱立てから御説明いたしますけれども、審議経過報告、大きく3つのパートに分かれてございます。最初の第1章、これからの博物館に求められる役割のパートでは、これからの博物館に求められる役割の方向性を国内外の議論を参考にしながら、おまとめいただいております。特に8ページを御覧いただきますと、5つの方向性というものをまとめていただいております。1つ目、「まもり、うけつぐ」、資料の保護と文化の保存・継承。2つ目、「わかちあう」文化の共有、3つ目は「はぐくむ」未来世代への引継ぎ、4つ目が「むきあう」社会や地域の課題への対応、5番目が「いとなむ」持続可能な経営ということで5つの方向性をまとめていただいております。

その方向性を基に今後博物館の法制度がどうあるべきかというのを具体的にまとめていただいたのが2章と3章でございます。ページ番号10ページ目からですが、10ページ目は博物館登録制度についての方向性を御提示いただいております。これから今日の主な議論は、この登録制度についてということになるかと思っておりますけれども、新しい登録制度の方向性について11ページから記載がございまして、その選別や序列化ではなくて、底上げと盛り立てを行う制度であるべきであると書いていただいております。

12ページ以降は具体的な話が書いてありますけれども、現在の登録制度において設置者による限定がかかっている、その限定をできる限り拡大して、設置法人の類型ではなくて、

博物館としての活動を評価できるようにすべきであるということを書き添えておられます。それに伴って審査基準も現在の外形的な基準から活動や活動の公益性を評価するものへと転換すべきであるということをお記載いただいております。このほかに、この大きな変更に伴って審査時の状態を維持・向上させる仕組みとして更新制等の検討でありますとか、あるいは連動した博物館の振興策でありますとかについておまとめいただいております。

第3章、15ページからは学芸員制度について記載がございますけれども、ここは端的に申し上げますと、学芸員制度は非常に多様な意見が学会の中でもあり、現場からも様々な声があるということで、中長期的な検討、課題として引き続き検討していくべきであるという御提言を頂いております。本日、これ、7月30日付でまとめていただいたものですが、1か月ほど前から、草案の段階で、今日お越しいただいた団体の皆様にはお渡ししております、それに対しての意見をおまとめいただいているという状況でございます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは、早速、ヒアリングに移りたいと思います。最初に全国科学博物館協議会より御説明をお願いいたします。

【全国科学博物館協議会（濱田氏）】 全国科学博物館協議会事務局、濱田でございます。本日は、このような機会を設けていただき、ありがとうございます。全国科学博物館協議会、220ほどの館が加盟しております。自然科学を対象とした博物館等の館になりますけれども、全加盟館の組織的な決定というわけではないので、理事館、監事館等に相談して、事務局で取りまとめたものということで意見を提出させていただきます。資料の20ページからになります。

博物館というのは社会的存在であるということで、ICOMでも2019年から定義等、議論がされてはいるところですが、日本だけではなくて、博物館法は日本の国内の法ですが、世界的に、普遍的に存在して、人々、社会に貢献している。また、各国の政府とか人々がそういう博物館にまた支援をしているというようなところですので、国内法の検討ではありますけれども、あくまで普遍的な存在として博物館というのを見ていただきたい。ICOMとかユネスコの議論というのにも注視していただきたいというのがまず最初のスタートでございます。多様な博物館というのが日本にあって、例えば全科協だけ取ってみても、自然科学を扱うところとして自然史の博物館、科学技術の博物館、科学館、それから、

植物園でありますとか水族館、昆虫館、プラネタリウム、そういう多様なものが入っております。その多様さは非常に市民のニーズに応じてきた、非常に価値あるレガシーとしてあるものなので、そういうものを大事にしていきたいというものでございます。

設置者も多様ですし、館種も多様、そういう多様なものを全部くくるような形で制度を検討していただきたい。今、国立とか、それから、例えば株式会社とか、登録博物館になれないとなっておりますけれども、もちろん認証によるメリット付与をどうするかというところにも関わってくるとは思いますけれども、いろいろな博物館と一緒に議論できるような制度にしていきたい。特に全国科学博物館協議会の立場としましては、2007年までのICOMの定義では科学センターとかプラネタリウム、これが博物館の範囲としてICOMの定義でも明示されていきました。当然、それについては今のICOMの定義でも引き継がれています。考えとしては、です。ので、認証制度の検討に当たっては、当然、そういう科学センターとかプラネタリウムも含めた広い博物館というのを対象にしていきたいと思っております。また、小規模館についても是非取りこぼしのないようにということで、これは博物館関係団体としてお願いしたいというものです。

その認証制度を効果あるものとするためには、やっぱり今、メリットというものがほとんど感じられない。これはほかの館種からでも言われているところでもありますけれども、やはりメリットを設定しなければ、入っていこうというそもそものインセンティブにならないということで、例えば全国科学博物館協議会の方での議論の中では、もちろん施設、設備、それから、人員にかける補助制度、補助金というのがありますし、それから、科学研究費補助金を受けられるような研究機関の指定の弾力化であるとか、ワシントン条約とか銃刀法とか、そういうものについての弾力化というものが具体的な声として上がっています。また、それ以外にも多分、恐らくいろいろなものが出てくるかと思っておりますので、是非メリット、これはもちろんお金の部分、税金の免除とかいうのもあるでしょうし、それから、他の省庁との交渉によって実現するものというものもあるかと思っておりますので、是非これについてはお願いしたいというところでございます。

登録制度の中の1つとして、これは職員の話にもなるのですが、学芸員の資格を持っていない職員というのが、結構、科学系の博物館でいます。例えばそれは自然史博物館においても、今、博物館、学芸員の制度を取るための科目というのは、非常に大学で増えてきて充実はされてきたのですけれども、それゆえに取りづらいというものがあつたりします。なので、資格を持たずに博物館に入っていく。それから、例えば科学館とか、その他の館種、

水族館であるとか、そういうものにつきましては学芸員という資格を取らずに入ってきているという職員も多くいます。では、彼らが専門職員ではないのかというと非常に活発な博物館活動を支えている専門的職員ですので、外形的な審査ではなくて実質的な審査というものを頂くというところで、多様な専門職員の存在というものを評価する、そういう仕組みを作っていただきたいというものでございます。

法制度についての意見としては以上でございますけれども、そのほかにサポート体制として2つほど。1つは登録／認証を受けるためのサポートを頂きたい。アメリカでは認証制度の Museum Accreditation Program を後押しするために、サポート制度として Museum Assessment Program というものが国家機関の IMLS, それから、米国の博物館協会、連携する形で作っています。同様な制度ができるといいなという意見がございます。それからもう一つはネットワーク支援、これは法制度ではないかもしれないのですが、多様な館がお互いに、例えば場合によっては資源を共有しながら支える若しくは中核機関がいろいろな形で資源の提供を行うという形でのネットワーク構築というものが大事だろうという意見が全科協の中でございました。その辺りについては、是非法制度と直結するかどうかという部分はありますけれども、是非議論を頂きたいと思ってございます。

雑ぱくですけれども、以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた内容につきまして、委員の皆様から事実関係の確認等、もし御質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に全国科学館連携協議会より、御説明をお願いいたします。

【全国科学館連携協議会（富田氏）】 全国科学館連携協議会の富田といたします。どうぞよろしくお願いいたします。全国科学館連携協議会の特徴としては、科学館だけではなく、例えば地域の公民館などがそのひとつの機能として科学教育を行っているケースや、研究機関や企業がアウトリーチ機能として科学の普及活動を行っているケースなども、会員として加入いただいていることが挙げられます。

このような、一般的な博物館・科学館という形式に留まらない活動は全国のさまざまな場所で行われています。そして、実際に活動している施設の皆様は、そもそもこの博物館法制度というのを普段はあまり意識されていないかもしれません。一方で、審議経過報告にもございました「はぐくむ」「むきあう」などの役割は、それぞれの施設において日々果たしておられると認識しています。事前資料にも記載しましたとおり、小規模でも価値のある活動

を継続的に行っている施設に登録制度自体があまり認知されていないのかなという印象を持っています。

更にそのメリットというところに関しては、なおのこと認知されていないのかなと思います。さきほど審査基準について、実質的な活動を評価するという考え方が説明されました。この考え方には大変賛同いたします。博物館活動の底上げ、盛り立てを行う制度設計というお話も出されていましたが、今まで博物館法制度を意識してこなかったような施設まで対象を広げていくのかどうかという辺りは、これから実効性のある制度を検討されていくには不可欠な論点になるのかなと感じています。博物館という枠組みの中で自らの施設の役割を捉えなおすことは、多くの施設にとって意味があると思います。設立したときは意義が認識されていたとしても、10年、20年と運営を続けていくと、外部環境や内の事情の変化などで、その施設の意義を発信し続け、継続していただくだけの十分な説明をしていくのが難しくなっていく、という施設も見受けられます。今回の審議経過報告でご紹介いただいたような近年の潮流を踏まえた情報に触れることで、それぞれの施設が本来果たすべき役割を、アップデートし更なる可能性を広げていくきっかけにもなるのではと思います。登録制度については、予算や税制の優遇といった実際的なメリットのほかに、そのような館それぞれの意義づけの補強をするような効果がある、といった打ち出し方も有効かもしれません。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ややハウリングした感じで聞こえましたが、聞き取ることができました。ただいま御説明いただいた内容につきまして、事実関係の確認等がありましたら、挙手をお願いいたします。特にないでしょうか。

そうしましたら、次に日本公開天文台協会より御説明をお願いいたします。

【日本公開天文台協会（松尾氏）】 日本公開天文台協会の理事の松尾と申します。今日はよろしく願いいたします。まず最初に日本公開天文台協会、博物館の関連団体としましてはまだあまり知られていないと思いますので、最初に簡単に御説明をさせていただきます。公開天文台というのは、天体観望会、星を、天体を見ていただくというような活動によって、市民の方々に公開している天文台、天体施設でございます。全国に約 300 ぐらい、我々の調べですがございまして、当協会に加盟している施設が約 100 となっております。この公開天文台施設は単独の施設もございまして、かなりの部分が博物館等の社会教育施設、あるいは自然の家とか児童館とか宿泊施設、あるいは科学センターといったようなものの

中に設けられているというものがございます。もちろん、設置者も様々でございます。

公開天文台は実物の天体を見てもらふ展示というのでしょうか、それだけではなくて一般には、多少はございますけれども、天体に関する展示、あるいは資料の収集、調査研究といったような、いわゆる博物館活動を展開しております。公開天文台協会の事業活動としましては、大体、他の博物館関連団体と同様だろうと思っております。現在、会員は、施設会員、個人会員等含めて250ということで活動しております。そして、公開天文台の立ち位置と申しますか、基本的な考えと申しますか、というのは、公開天文台、まだ全般的には歴史が浅そうございますので、なかなか認知が進んでいない。どのカテゴリーにも分類されない、何か宙ぶらりんのような施設というので、プラネタリウムはまだ多少博物館として認知されているところですが、そこにも多分至っていないのだろうと。

自らの立ち位置を示すのにも苦勞している面もあるということで、博物館活動を行っておりますので、公開天文台も法制度上の博物館としての位置づけがしっかり行われて施設と専門解説員、学芸員の社会的地位が確立されることを望んでおります。これは後ほどの文学館の御意見を読んでいて、ああ、何か似ているのかなと思ったようなところがございます。公開天文台設置者、運営形式、規模など様々ですので、このような、これは公開天文台に限らないことではございますが、このような多様性を持つ各施設の博物館法に包含されるような法制度を期待しております。例えばどうしても認証、登録要件を満たさないような施設についても何らかの法的な位置づけが、博物館活動をやっているのであれば期待をしたいと思っております。

それから、審議経過報告についての意見でございますが、基本的には、もういろいろな面で同意をしているところでございます。博物館施設の1つとして同意をさせていただいております。特にこれからの博物館に求められる役割で、アイデンティティとか書かれておりますけれども、我々公開天文台、宇宙という最も広い範囲の自然、空間、時間を提示し得ると思っておりますので、このような意味でも博物館の一員として貢献できるのではないかと考えております。

それから、審査基準等につきまして、これは多くの方が申されておりますが、設置主体、運営形式にかかわらず、活動内容で御評価いただきたいというか、評価されることを期待しております。それから、審査基準につきましては、既存の団体、例えば公開天文台協会などが作成に寄与できるのかなと思っております。ただ、実際の審査主体としては、なかなか第三者機関でないと難しいのだろうと。ただ、第三者機関への専門家の御推薦というようなこ

とはできるのかなと考えております。それから、博物館振興策とインセンティブ、これは登録／認証制度を普及する上でとても重要と考えております。公開天文台協会としましては、展示、あるいは普及活動で映像、画像、天体のもの、特に多用しますので、是非学校教育機関と同様の著作権の教育機関特例の適用を希望いたしております。そのほか税法上については、民間の博物館における固定資産税等についてが挙げられるのだらうと思います。

それから、学芸員制度というのは、次の課題、長期的な課題ということでございますが、会員からたくさんの意見が寄せられております。特に学芸員の上位資格制度については、慎重に検討を是非お願いしたいということ。それから、博物館士等の称号付与等もございましたけれども、これについては、一方ではいろいろ資格とか増えると、かえって混乱をするのではないかという意見がある一方で、公開天文台もなかなか学芸員の資格を持っている方が、まだ今そんなに多くはない状況です。そういう方が学芸員資格を取得する際の第一歩というんですか、そのようなものとして博物館士というようなものを捉えるならば、それはメリットがあるのではなかろうかというような意見もありました。

それから、研修制度、学芸員の研修制度の充実、とても大切でございますが、特に地域の小規模館がなかなか館を空けられない、あるいは県外にもなかなか出張とかが難しいといったような中で、地域の中で組織的な何かしっかりした研修ができるような制度が考えられないか。これは登録制度等の中でネットワークのことがいろいろ出ておりましたが、それとも関係してくるのではなかろうかと思っております。それから、最後ですが、公開天文台協会の会員さんにいろいろアンケートも取ったわけですけれども、その中で博物館法改正とは直接は関係してきませんが、指定管理者制度に関する課題というのがたくさん寄せられたということは付言をしておきたいと思っております。

以上、簡単ですが、御報告させていただきます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

御説明いただきました内容について、事実関係の確認等がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、次に全国昆虫施設連絡協議会より御説明をお願いいたします。

【全国昆虫施設連絡協議会（渡部）】 全国昆虫施設連絡協議会の会長を務めております多摩動物公園長の渡部でございます。本日は、このような機会を頂きまして、ありがとうございます。私の肩書の御説明でもあったように、全昆連の話を、概要をお話しします。私どもの動物園の中には昆虫、生きた昆虫を展示する、それから、昆虫の標本を展示すると

いう施設を設けています。全昆連自体は、その生きた昆虫を展示している施設が集まっている団体で、全国で22施設になりますけれども、多くが昆虫の標本自体も展示をしているところです。昆虫に関しては、昆虫の標本をいろいろな大学の博物館ですとか、自然系の博物館ですとか、そういったところでも展示をしていると思いますけれども、昆虫自体を博物学の中でどう位置づけて、どういうふうにそれが法制度、博物館法なら博物館法でサポートしていくのかというのを考えるのがすごく大事なところだと思います。

私どもの施設は、JAZA——日本動物園水族館協会の会員でもありますし、全昆連のメンバーの中では、先ほどの全科協、そこのメンバーになっているところもありますけれども、規模が小さいところもありますので、そこは全昆連だけというような、そういう状況でございます。今回、資料の方につけさせていただいた意見は、全館からのヒアリングはできなかつたので、幹事を含めて少し意見をまとめたものと御理解をいただければと思います。それで、登録制度に絞ってということで、報告書全般については、先ほど私の前でお話しされた協議会の皆様と基本的には同じで、多くのことが同意できる中身だと思っております。ただ、先ほども少し申しましたように、昆虫の標本ですとか、昆虫を動物学の中でどう見ているのか、生きたもの、死んだものも含めて、そういうふうに考えると今の博物館の登録制度が国立のものが外れているとかというのは、全貌を見渡すという意味では難しくなっていますので、その垣根が取られると昆虫の生きたもの、死んだものも含めて、標本としてどういうふうに考えていくのかというのがはっきりするのかなと思っています。

審査についても、ここに書いてありますように、動物学の中で昆虫に関してしっかり審査ができるような要件というのが必要だと思っております。それで、具体的に書かせていただいたのですけれども、昆虫学を扱っている博物館というような、そういう形で登録をされれば、非常に分かりやすいのかなと思っていますし、私どもの施設、22施設は登録をしているところが多いと思いますけれども、それ以外に漏れているところも全般的なものが把握できるような仕組みになれば、インセンティブとなって登録するのが増えるでしょうし、税制上のインセンティブとか、そういった議論が出ていますけれども、全昆連としては、しっかりとした施設が博物館として位置づけられているのだというのを明示できると昆虫の博物学上のプレゼンスも上がるので、登録制度というのは非常にいいのかな、望ましい姿を見せるという意味でもいいのかなと思っています。

ただ、課題としては、小規模な園館が多いですので、例えば学芸員のことを3番に書きましたけれども、同様なのですけれども、学芸員を必置にすると今そぐわないようなところも

ありますので、既存の、小規模であつてもうまく登録できるところが増えていくような、そういう仕組みというのが必要なのかなと思っています。例えば国立教育政策研究所の社会教育実践研究センターで博物館長研修をやられていると思いますけれども、その館長さんの研修というのか、館長さんの認定なのか分かりませんが、そういうのと同様にキュレーターが学芸員でなくても、学芸員の国家資格を取らなくても認定とか、研修とかという形で何かできるような、そういうものが必要なのかなと思います。現状の学芸員制度ですと、博物学全般になりますので、昆虫とか動物とか、そういったものに特化するような方向性というのも御検討されるとよろしいのかなとは思っているところです。

あと、メリット、インセンティブを与えるためのものについては、全科協の方がお話ししたのと基本的には同様で、税制の優遇措置ですとか、その他の関連法令の手續の簡素化、そういうものに役立つような、全てが実現しないと思いますけれども、そういったことが少しずつできればいいのかなと思っております。

簡単ではございますけれども、以上になります。

【浜田座長】 ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた内容につきまして、事実関係の確認等がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、次に全国文学館協議会より御説明をお願いいたします。

【全国文学館協議会（信國氏）】 全国文学館協議会事務局の担当をしております日本近代文学館の職員の信國と申します。よろしくをお願いいたします。本日は、このような機会に全国文学館協議会にお声がけいただきまして、ありがとうございます。全国文学館協議会は、1995年に発足しまして、現在は104館が所属する団体ですが、文学館という施設名称が日本で初めて使用されたのが1967年、日本近代文学館の開館時になりますので、文学館は博物館法制定以降に広く普及した施設ということになるかと思えます。文学館には、日本近代文学館のような総合文学館のほかに特定の作家を顕彰する個人記念館や地域文学館、文学のジャンルごとの、例えば俳句文学館というような専門文学館など様々な種類の館が含まれますけれども、図書館内の分室など附帯施設を含めると、今では全国に745に上る「文学資料を展示する施設」というものが存在しまして、一定以上の規模を持つ独立した分野であると言えます。

今回の改定に当たり、当協議会からまずお願いしたいのが、博物館の一分野として「文学」を明文化していただきたいということです。現状の博物館法の第2条にも「歴史、芸術、民

俗、産業、自然科学」という形で、芸術という文言があり、「芸術」という言葉はもちろん、美術だけではなくて文学であるとか、音楽であるとか、舞台芸術であるとか、映画などを指すものですので、既に含まれているというふうにも言えるとは思いますが、最初に申しあげましたとおり、博物館法制定時に文学館という名称の施設がなかったためか、若しくは芸術という言葉が一般的には美術と同義と解釈される傾向があるためか、現状では社会教育調査などで文学館が歴史に分類されているなど、文学館という施設の存在があまり認識されていない、想定されていないのかなというような印象もございます。

現場で働く文学館職員からは、「助成制度の募集があったときに、他の分野に比べて該当するものがなかったり、利用できるものが少なかったりする」といったような声もありますし、また、文学資料（作家の原稿など）というものは美術作品などと同様に世界に一つしかない「個」の資料なわけですが、現状ではどんなに有名な作家のものであっても、重要文化財として登録されている文学資料はありません。こうした文学資料、特に近代以降の紙資料というのは、酸性紙の問題もありますし、インクで書かれていることなどからも、劣化対策が急務であって、保護の必要な文化財です。「これからの博物館で求められる役割」の項目中にデジタルアーカイブの構築が挙げられていましたけれども、こういった機会があるときに文学資料も 1 つの文化遺産として扱われることを望みますし、もちろん文学のみならず、様々な分野の資料が広く認識されて、保護や助成から漏れることのなくなるように個別に明文化されていくことを望みます。

すみません、長くなりましたが、次に登録制度についてなのですが、当協議会では、主に審査基準について意見や要望が寄せられました。前提として文学館という施設は、小規模館が多くて、他の分野の方と比べてどうかというのは分からないのですが、参考までに申し上げますと、加入館 104 館のうち、文学館として活動している施設で、協議会入会時の職員数が 30 名を超えるという館は 2 館しかありませんでした。正確な数字ではありませんが、おおよその規模を示すために申し上げますと、平均すると大体 7.6 名ぐらいの数字になります。そのような小規模館であることから、現在既に登録博物館である館からも、もし認証制度に転換した場合、手続にかかる負担の増大への懸念というのはやはり寄せられています。案の中にある 10 年に一度の審査というのは、諸外国と比べて比較的長いスパンであるとお伺いしましたが、それでも例えば公益財団法人等、ほかの審査と並行して受けていくということになると、小規模館としてはやはり負担が大きいのかなという心配があります。

また、審査基準の中に来館者数を入れないでほしい、あまり来館者数に偏重するようなことがないようにしてほしいという要望もございました。審査時に中心的な役割を果たすのは地方自治体になると思いますが、現状、指定管理者制度の導入や議会对策などで評価を受けるときに来館者数に傾きがちという印象があります。博物館施設の観光施設化を強める傾向にもつながりかねないので、博物館の本来の目的を損ねることのないように配慮してほしいという趣旨の要望です。以上2点の観点から、法改正に当たっての御提案といえますか、お願いとしては、施設規模、例えば大規模、中規模、小規模に分類してそれぞれ基準を設けていただくとか、また、審査に当たる専門家組織、第三者組織の中に分野に対する専門知識を持つ人材、文学館であれば文学の専門知識を持つ方というのが含まれるようにしていただきたいというのが当協議会の希望でございます。

最後に学芸員制度についてなのですが、学芸員施設に何らかの上位の資格を設けることについて、実情に即した制度の実現というのはなかなか難しいこととは思いますが、自治体によって異なるとはいえ、学芸員の待遇といったものが実質的に行政事務職の下に位置づけられることが多く、指定管理者制度によってその格差が更に広がっている印象があるという声もありました。もし学芸員の処遇等の改善や、専門性の向上のための環境改善につながるのであれば、継続検討してほしいという意見がございましたので、お伝えしておきます。

その際、学芸員というのは対象分野によって扱う資料や展示方法も全く異なるにもかかわらず、より高度な資質や経験を積むのを大学の養成課程の教育内のみで設定するというのは難しいのではないかと。むしろ、就職後、勤務館での研修や、他館、それも例えば他分野での館での研修も義務づけるとか、そういう研修制度を設けるほうが良いのではないかとという意見もございました。新しい登録制度に関連する博物館振興策として今回御提案いただいているネットワークの形成の中でこそ、学芸員のより高度な資質や経験を積む機会を設ける役割を担っていただく可能性を期待いたします。

また、それに関連して、今回、お声がけいただいたような形で協議会等、団体を通じて連携していただくことで、私立の館、自治体連携では漏れてしまうような館の意見もお伝えすることができました。実際に昨年からのコロナ対策による助成金の通知などもやはり自治体に所属している館とそうでない館で情報の格差が生まれたこともございましたし、こういったかたちで協議会宛てに御連絡をいただけますと、自治体連携では漏れてしまっていた館、登録されていない館などにも情報が行き渡ることもございますので、関連団体の位置

づけについても、再確認される機会としていただければと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容について、事実関係の確認等がありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。今日は皆さん、大変時間を守ってくださり、若干早めに進んでおりますが、続きまして、日本博物館協会より御説明をお願いいたします。

【日本博物館協会（半田氏）】 日本博物館協会の半田と申します。よろしくお願いたします。私は、ワーキングの委員でもあるのですけれども、本日は日本博物館協会としてヒアリングの資料を御説明させていただきたいと思います。

31 ページからの資料になります。御承知のように、日本博物館協会は昭和 3 年に設立されました日本では唯一館種設置者を問わない博物館の調整機関として 2018 年で 100 周年を迎えます。昭和 3 年、設立以来、棚橋源太郎が掲げた日本の博物館の振興、そのために不可欠な博物館法の制定をミッションに掲げて、法が制定された以降は、法の課題解決、あるいはそれを基に博物館政策全般について国と協議をしながら、現場の博物館の振興を目指す団体として平成 25 年以降は公益財団法人として活動しております。現在、加盟の会員数は約 1,200 という状況でございます。今回御説明する資料については、1,200 の全会員のコンセンサスを得た、機関決定された資料ではございませんけれども、これまでの審議過程を全国の支部等通じて御説明をしてきた中で頂戴した意見も反映させた上で、日博協の役員で共有させていただいた資料であるということを御了解いただきたいと思います。

まず、審議経過報告全体についての意見を申し述べます。日本博物館協会としては、全体的な方向性については同意をいたします。ただ、一方で、この審議経過報告に盛り込まれている様々な指摘を考えていくときに、国内博物館の運営環境が非常に厳しい状況が続いている中で、博物館に対する期待というものが非常に多様化していることを踏まえ、その役割、期待に応えていくためには、全国的な収蔵施設不足であるとか、小規模施設の人員不足等の課題解決につながる新しい登録制度のメリットの拡充をはじめとする全館種の博物館の振興に寄与できる制度というものが求められている現状だと思っております。

これについては、課題に対する個別の検討をこれから進化させていくということももちろん必要ですけれども、また一方で文化庁、国全体の博物館政策を進める体制も是非これから強化を図っていただくということとともに、国が博物館に関する国際的な戦略の策定というような大きな目標に向かって動いていくというようなことも含めて、博物館制度の充

実に向けた審議の進展を期待させていただきたいと考えております。また、これまでの審議で拙速な議論を避けると、文化庁さんからも御説明のあった学芸員制度については、片や様々な館種からの御指摘にもあったように、博物館制度においては非常に重要な課題でありますので、継続して十分な検討が必要不可欠であると考えております。

今回御説明させていただく大きな柱としては、報告でも指摘をされている、新しい登録制度、あるいは認証制度というものを想定したときの第三者組織についてです。今回検討される博物館制度の1つの基本であります博物館の底上げと盛り立てをきちっと体现していくためには、この第三者組織について様々な視点からの考察、あるいはシミュレーション等を通した検討が求められているという状況であるのですけれども、具体の検討は、これからの課題とされているという状況です。こうした検討を進めるためには、この第三者組織がどういうものであるべきなのか、どういう機能が必要なのかといった観点での調査研究を早急に実施する必要があるということを、意見として申し述べさせていただきたいと思っております。

第三者組織について考えるときに、どうしても日博協のこれまでの事業や取組と結構ダブるところがあるわけですが、今の日博協をみても、1,200の会員施設に支えていただきながら、日博協としてのミッションを体现していくための組織経営は非常に厳しいです。資金調達も含めて実際の運営については非常に深刻な課題を抱えている現状もあることを踏まえ、今後、この第三者組織の在り方を検討していくためには、制度上必要な基本機能の確保とともに、組織の基盤の整備と実現可能な項目から具体の検討を進める必要があると考えているところです。

こうしたところで、本日は、この第三者組織に必要な基本的要件というものを少し整理させていただきました。1番目として、組織として独立性が担保された中立的な組織であること。そして、2番目に館種・設置者を問わず、全国の博物館の状況を把握できる組織体制を有している。3番目として文化庁及び都道府県の教育委員会等、審査・登録機関と連携できる体制を有していること。これについては、館種団体からの御指摘の中にも少しありましたけれども、今までの審議の過程から、審査・登録機関としては、これまで通り都道府県の教育委員会等を想定しているという前提における第三者組織の検討を念頭に置いているということです。4番目に当面の組織基盤構築については、どうしても国からの資金援助が必要だという状況は踏まえつつも、制度が安定的に導入を図れるという見通しの下においては、自立的な運営が可能となる中長期的な経営体制というものが想定していける組織であることが求められていると思っております。

そういった中で第三者組織に求められる基本的機能としては、博物館の登録基準の設定、登録申請ガイドラインの作成、登録制度の周知・相談対応から、都道府県の教育委員会等審査・登録機関の審査の支援と助言、それから、国内博物館のネットワーク連携及び各種団体、関連組織との連携。次に登録審査、事前相談、登録後の活動支援に対応できる館種・地域等の特性を踏まえた有識者の全国的な人材ネットワークの構築・運用というものもこの第三者機関に求められる大きな役割ではないかと考えているところです。国内の登録、未登録博物館のリストの管理、運営状況の把握と管理、それから、登録更新に関する基礎業務、施設別の事業評価、審査・登録機関の更新業務支援・助言等が、求められる基本的機能かなと考えたところです。

しかし、この基本的機能を備えられる第三者組織というものが本来的には今回の報告にもたくさん盛られている課題解決により積極的に寄与していけるような機関として育っていくことを考えたときに、4の中長期展望に挙げさせていただいた、情報センター機能をはじめ、制度改革支援等に関わる連携や、職員の人材育成、研修等の充実、あるいは災害対応に関する文化財防災センター等とのネットワーク連携の構築、また ICOM 等の関連国際組織との連携、国内博物館との情報共有、国際化支援といったものも、この第三者組織に求められる将来的な役割として検討されるべき事項だと思っております。

そうしたものを踏まえて、5番目に第三者組織の在り方を検討するために調査研究を実施する必要性を挙げさせていただきました。これについては、報告の中に様々盛り込まれている、今後検討しなくてはいけない課題も踏まえながら、早急にこの第三者組織がどの程度の規模で、どのような内容を持つ組織構成の中で今後の制度を支える組織としてスタートをさせるべきなのかといったところの調査研究が早急に求められていると思います。これに対して日博協は主体的にコミットしていくという覚悟を表明させていただくとともに、あるいは現行のワーキンググループの発展的役割ともリンクをしながら、いずれにしても皆さんの御指摘にありました博物館法の2条の定義と設置者要件というものを早急にクリアにしていくために、基礎となるデータを収集し、それを皆さんと共有して議論を継続していく必要があると考えているところです。

以上、日博協からの意見として発表させていただきます。よろしく願いいたします。

【浜田座長】 ありがとうございました。

では、次に全国大学博物館講座協議会から書面での御意見を頂いております。こちらの方は、事務局から御紹介をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局です。ページ番号、通し番号で言いますと 33 ページを御覧いただけますでしょうか。全国大学博物館講座協議会、学芸員の養成課程を担う大学の協議会でございますけれども、そこから書面で御意見を頂いております。基本的には今回、中長期的課題として整理された学芸員資格、学芸員制度に関することですが、登録制度に関わる部分もございますので、抜粋して御紹介いたします。

33 ページ、1 番は学芸員資格取得に関する御意見ですが、2 番目には審議経過報告の中で学芸員制度は抽象的課題だけれども、もう既にアウトオブデートの記載になっている学芸員補の記載は見直してもよいのではないかという御提言を頂いております。学芸員補の資格は維持し、短期大学での取得を継続するとともに、資格対象の見直しを求めますというふうに御意見を頂いております。現在の学芸員補は、大学に入学できる者が全て学芸員補になり得るという資格になっておりますけれども、そうではなくて、現在、短期大学で学芸員と同様の養成カリキュラムを修了した者は、現在の法制度上では、学芸員は学士の資格が求められますので、短期大学卒業の方はなれないのですけれども、そういう方のキャリアパスとして学芸員補が使われているので、その部分の機能は維持してほしいという趣旨の御意見であると理解しております。

34 ページの 4 番目も登録制度に関する意見でございます。博物館の専門職である学芸員の適正数の配置の基準を設けるべきではないか、学芸員の職名の使用を法的に明確化するべきではないか。更に館長について、学芸員取得者を原則とするべきではないかというような御意見を頂いております。これは最初にプレゼンテーションいただいた全国科学博物館協議会では、むしろ学芸員の資格はもっと柔軟に考えた方がいいのではないかという御意見を頂いております。若干、相反する御意見だと理解しておりますけれども、御紹介いたします。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

実は前回のこのワーキンググループでは、美術館と生き物系の博物館の団体の方から御意見を頂戴しております。今回は科学系とか文学館が比較的多くを占めておりますので、やはり館の事情によってそれぞれ課題は違うのかなという認識を持つことができましたが、その一方で、どの館もやはり資料を収集、保管して、それを調査研究し、展示、あるいは教育を行っていくという点では共通しており、すべてが博物館であるという認識を強く持ったわけです。また、今日の科学館や文学館のお話を伺っておりますと、やはり小規模館対策

をどうするかということが今回の登録／認証制度に関わる大きな課題になってくるのかなという個人的な印象を受けました。

また、今回は登録／認証制度の話題が主なのですが、学芸員制度についても幾つかの団体から御意見を頂き、また、ただいま全博協からも意見書を頂いております。実は私も全博協では常任委員校として役員を務めており、この作成にも関わっております。学芸員制度についても慎重な論議を進めて改革をしていくべきであると思っていますところ。本日は、これらのいろいろな御意見を踏まえまして、これから意見交換を行っていきたいと思います。まず、御意見のある委員から画面上で挙手または挙手ボタンを押していただきますようお願いしたいと思います。また、オブザーバーの方については、御意見を賜りたいときに、こちらから指名させていただきますので、それから御発言をお願いいたします。

それでは、まず質問でも結構ですが、御意見のある委員がございましたら、挙手をお願いいたします。

では、塩瀬委員、お願いいたします。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。塩瀬です。2点あります。まず1点目が最初にお話を伺いました科学館関連の2つの協会の方にお伺いできたと思います。先ほども話題になりました学芸員の数を外形的基準なのか、質的基準なのか、数えるべきか、数えないべきかというところ。全ての科学館に必ずしも学芸員がいるわけではないという現状を考えたときに、直接数えるのは難しいとお伺いした一方で、科学館に勤めておられる方が次の職を求めるときには、科学館で働いていたところを学芸員の1つの資格、教育資格として認めてもらうことで次のキャリアパスにつながるとお話をされていました。そうすると、科学館での経験と学芸員として次の博物館に行くことがつながっていることに関して望ましいと考えるならば、どちらかといえば学芸員資格が、少し基準が緩くなって、科学館に今勤めておられる方も含まれるとよいとお考えなのでしょうか。

逆に学芸員が科学館の中にもっと人数が増えることがよいと考えているのか、数えた方がいいのか、数えない方がいいのかお伺いできたらと思います。

【全国科学博物館協議会（濱田氏）】 では、順番でよろしいですか。

【浜田座長】 はい。

【全国科学博物館協議会（濱田氏）】 全国科学博物館協議会の濱田でございます。ありがとうございます。学芸員の、確かに資格を今持っていない職員が結構いたりというのは状況としてありますので、やはり博物館もしくは学芸員という形で当然持っていてしかるべ

き、博物館の専門職員として持っているべき知識、技術というのもあるとは思っています。そういう面では、今、大学で例えば学芸員の資格を取って博物館に入るというのがあります。例えば科学館とかプラネタリウムを含めてですけれども、そういうところに入って、そういう施設で働く上での基本的なものというの、例えば OJT 辺りで、もしくはきちんとした研修辺りで取って、それを次のキャリアパスにしていくというのは当然あるのだろうと思っはいます。必ずしも大学で取ってくるのではない、別なルートで博物館の専門職員という形で位置づけるというような形ができればいいと、これは私の個人的な部分でもあるのですけれども、思っているところです。

以上です。

【浜田座長】 では、続いて全国科学博物館連携協議会の方からお願いいたします。

【全国科学館連携協議会（富田氏）】 全国科学館連携協議会の富田です。学芸員資格に関しては、科学館の職員は持っていない人が多い状況ですので、その数を数えることは登録の障壁になるかもしれません。

学芸員には、コレクションの収集、保管、それをもとに調査研究するというイメージが強く、一方科学館スタッフはエデュケーションが中心なので、何か違う職能なのかなと考えている人が科学館を志望する人には多いと思います。しかし実際に働いてみるとその職能は近く、科学館で経験を積んだ後に次の職場を求めるときに博物館があると思ったときに、やっぱり学芸員の資格が壁になるというケースがあります。そこで通信の大学などに通って資格を取る人もいれば、科学館での経験を基に資格審査で取得する人もいますが、実際には資格取得に時間や費用をかけて転職する人は少数です。科学館での経験を基に審査で学芸員資格を取得できる仕組みが今よりも柔軟になると、科学館で働く教育普及系の人材のキャリアの幅が広がっていくのだろうし、博物館にとっても新たなスキルをもった人材の獲得や交流というのがもっと進んでいくのではないかなと思います。

【浜田座長】 では、塩瀬委員、続いてどうぞ。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。今伺ったことに関して追加でうかがいたいことがあります。今回の改正についても、議論の中心が博物館を広く認めていって、増やして力を強くしていこうということだと思います。すると、学芸員資格を持っている人数を数えてしまうことで、認証数、登録数が減ってしまったら本末転倒だと思います。他方、おっしゃっていたようにコレクションの研究調査という部分と展示、教育という部分で、学芸員の持っている機能の部分が多分科学館や、いろいろな館で活躍できる場所もあろうかと思いま

すので、その辺りしっかりと連携ができたと思いますので、御意見ありがとうございます。

もう1件が、全昆連さんにお伺いしたいと思います。先ほど生きた昆虫を扱っておられるということで、博物館で言うと展示であるとか、社会教育に関しては、先ほどの科学館と同様に同じ博物館として扱えたらということだと思えるのですが、例えば資料という観点から考えたときに、生きた昆虫が資料と呼ばれることは都合がいいのか悪いのか、これは前回、動物園協会さんにもうかがったことと同じです。例えば昆虫を標本と考えると、博物館の標本は基本的には廃棄しない限りはなくならない。

ずっと残っていくものなので、それを管理していくということが中心になると思いますが、生きた昆虫は生き死にがあるので、その場合、資料と呼ばれてしまうと資料数とかの管理が難しいように思います。全昆連関連団体の方々からすると資料という範疇で一緒に束ねてしまうことに対してモヤモヤするところがないか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

【全国昆虫施設連絡協議会（渡部氏）】 ありがとうございます。全昆連の渡部ですが、これは動物園とも似ているのですが、生きているものについても個体を把握するための個体のカードが物によってあります。昆虫が例えば孵化した段階ですぐのものは非常に数が多いので、それを一々登録はしませんけれども、パーマメントにある一定期間展示できるものについては、こういう個体を管理していますよというのは組織的にやっていることになります。これは動物園も同じです。公共施設ですので、財産としても一応何か管理しなければいけないということになりますので、そういう意味では生きた生体、生きたものの資料という扱いにさせていただくのは構わないと思っています。

やはり生きた昆虫を展示する、生きた動物を展示すること自体が、標本、死んだものだけではなくて、標本として大事ですし、博物学的にも動物学的にも重要なのだということが博物館法の中で明記されれば、何かただ見せ物で見せているというような、レジャーの意味ではそういう認識の方もいると思いますけれども、動物学、博物学の中で重要な位置づけだということが明記されることは、我々にとって大きなメリットだと思っています。

以上です。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。

【浜田座長】 塩瀬委員、よろしいでしょうか。

【塩瀬委員】 はい。ありがとうございます。

【浜田座長】 では、続きまして、佐久間委員、お願いいたします。

【佐久間委員】 ありがとうございます。今の科学館のやりとりの部分で言うと、いわゆる資料として現象の記録、例えば天体観測をしたものであるとか、隕石を実測したような図であるとか、そういったものも資料になってくるんだよねというディスカッションが、以前ここでもやったことがあるかと思いますが、科学館というのは、そういう現象であるとかを子供たちも含め、説明していく中で、そういった活動をちゃんとつかさどっていく役割としての学芸員というのは、ポジションとしてはやっぱりあるのだと思うんですね。ただ、おっしゃったように、それから、私たちが出している経過報告の中でも書いているように、多様な職種が博物館には必要になっている。エデュケーターであれ、アーキビストであれ、本当にいろいろなものが必要になっていく。

そうしたものを我々は果たして学芸員として位置づけていくのだろうか、どうなのだろうかということ、もう少し詰めていかなければならない部分があります。でも、それ以前に今そういった多様な形で現実に働いているスタッフの人たちを私たちが博物館のコアスタッフだとして認めていかないと、位置づけていかないと博物館がよくなっていかないとねというのもまた事実なのだと思うんです。だから、そういう意味でのコアスタッフとしての学芸員というものを、今、学芸員と見なされていない人たちをどうマイグレートさせていくのか。学芸員として、コアスタッフとしてきちんと扱った上で、もっとちゃんと全般的な資料に関する理解も含めた上で博物館のネットワークの中で働けるような形でパワーアップさせる、エンパワーメントしていくということがすごく大事なところなのだろうなと思うんですね。

そうやってエンパワーメントしていった後で館長になる人は、やっぱりそういう人が必須だよねというような将来像に関して言うと、最後に御紹介いただいたような博物館講座協議会からの御提言に関して矛盾はしないのだと思っているんですよ。だから、現在の人たちをどう位置づけていくかということと、博物館にそういうコアスタッフがいるかいないかで言うと、いるにこしたことがないというのは、どんな分野の人も共通だと思うんですよ。学芸員資格を持っていない人がいるという、いないという現状はあるけれども、コアスタッフが欲しいということに関しては、多分、総意になるのだろうと思うので、そういった取りまとめの仕方をどうやっていくかということがこれからの制度設計の中でじっくり検討しなければいけないところではないかなと思いました。

それともう一つは、公開天文台の皆さんとかからもあったように、やはり指定管理という

のが相当しんどい問題として出ているよねというのは、これはずっと審議の中からも出ているんですけども、どういった形でそこに歯止めを作っていくのか、あるいは改善策を作っていくのかというところが、ここから先の問題ではないかなと思うのですけれども、思っています。今日のヒアリングの中で。ということと、もう1点、やはり資料の多様性というところで文学を明記してほしいという話もありましたが、いわゆる文化財的な扱いの中で言うと、自然系資料というのもやはりそこからはみ出てしまうということの中で、博物館法と文化財保護法との絡みの部分というのもきっとまだ将来課題として出てくるのだろうなという感想を持ちました。

感想めいた意見にはなってしまうのですけれども、指定管理のところだけ、もう少しだけ踏み込んで、どういった対策を現場から求めているか、私自身のところもかつて、つい最近まで指定管理でしたから、思うところはあるのですけれども、御意見としていただければと思います。指定管理、言及いただいたのは松尾さんと、あとどなたでしたっけ、ごめんなさい、複数名いらっしまったと思うのですけれども、御意見がある方は是非表明していただければと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、指定管理者問題について、もし御発言の団体がございましたら、お願いしたいと思います。

【日本公開天文台協会（松尾氏）】 公開天文台協会の松尾でございます。どういうふうな解決方法があるかということについては、具体的に会員さんからこんなことは、そうたくさん出ているわけではないのですけれども、問題としては言われていることですが、職員の任期制の問題、それから、待遇ですね。給与等を含めてなかなか進展しない。それから、継続性の問題、5年が多いですけれども、5年たって次に切り替わる、場合によっては切り替わる可能性が当然ある。そうなったときに事業の継続性、ポリシーの継続性、そういったものが大変に問題である。あと、極端な話で、これは一例ですから何ですけれども、ある大学の関係の方からは、今のような状況だと、昔は、以前は随分卒業生に公開天文台というか、そういうところに行ってみたらどうかと勧めたのだけれども、なかなかそれが躊躇するといったようなことは聞いております。

以上でございます。

【浜田座長】 それでは、文学館協議会では指定管理の問題は、いかがでしょうか。

【全国文学館協議会（信國氏）】 私どもの方で今回のアンケートでは上がってきていないのですけれども、指定管理者制度については、今おっしゃっていただいた継続性の問題が一番大きいと思います。審査を受けるための準備の負担の大きさもあると思いますし、また、これはほかの分野の館の方も同じだと思うのですけれども、例えば文学の場合、扱う資料の著作権者の方との関係、資料の寄贈者との関係、また著作権の有無にかかわらず顕彰する文学者の御遺族との関係—これは個人記念館であれば最も重要なところだと思いますが—を考えたときに、継続性が保証されない状態で運営を続けていくというのは非常に厳しい状態であるとは言えると思います。もちろん、職員についても、立場が不安定であれば、例えば研修を外部で受けさせるといったことも難しいでしょうしなかなか人が育たないという問題は日常から耳にすることでございますので、継続性のところが一番日常業務の中で上がってくる問題かなとは思っております。

【佐久間委員】 いいですか。

【浜田座長】 はい。どうぞ。

【佐久間委員】 ありがとうございます。やはりそういった問題というのは、だから、博物館の望ましい在り方として職員とか事業の継続性というところをちゃんと打ち出していくというようなところの仕組みが必要なのだろうなと思いますね。なかなか法制度の中だと本当に指定管理者制度をだめだというのは難しい、まあまあ、地方自治法絡みのところと、その博物館法で違うことをという形がなかなか難しいところもあるのかもしれないですけれども、望ましい在り方というのは、資料の特性であるとか、事業の特性であるとかから、博物館というのはきちんと発言できるところだと思いますので、そういったところというのでも出していく必要がありますね。ありがとうございました。

【浜田座長】 今回の審議経過報告の中でも博物館の持続性ということをうたっておりますので、これは大きな問題になってくるのかなと考えます。また、博物館専門職の位置づけとか立場というの、やはり指定管理問題と大きく関係してくるので、これも切って離せない課題なのかなと考えております。

そのほか、まだ御発言のない委員から御意見があればと思います。では、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 皆様、ありがとうございました。大変いろいろな状況がよく分かりました。それで、1つ御質問したいのは、日博協の半田さんにです。第三者機関の問題、すごく重要だと思っています。それで、具体的なことをお聞きしてしまうのですが、実際に例えば第三

者機関のイメージとして、例え文化財防災センターのように独法の中の 1 部門として位置づけることを考えていらっしゃるのかというところが 1 つです。それで、そのときに今例えれば関連の独法が 3 つに分かれている状況だと思います。どこに開設するのがよいか具体的に考えていらっしゃるかどうかということです。

その辺りでさらに伺いたいのは、この第三者機関を運営していくときの人員の件です。館種ごとの様々な審査をしていくときのある種の専門性というところを担保するためには、その専門に合った方、例えば先ほど文学館の方がおっしゃっていましたが、文学資料について十分理解のある方に例えれば来てほしいというのがありましたから、そういうことに対応していく専門家を呼んでくるということになると思うのです。私がさらにお聞きしたいのは、日常的な業務をやるためにどのぐらいのスタッフということを想定していらっしゃるかということです。先ほど書かれた第三者機関の今後、今これからやらなければいけないこと、将来的にやらなければいけないことというのをかなり詳しく書いていらっしゃったと思うのですけれども、その辺りの、現在、日博協の中で議論されている具体的などころをもう少し教えていただければと思いました。

以上です。

【日本博物館協会（半田氏）】 小林さん、ありがとうございます。1 点目の、今、例えば文化財機構があります、美術館があります、科博がありますという国の博物館にまつわる独立行政法人の中で、この第三者組織、機関なるものをどこかに位置づけて回していくという発想は、今のところ、多分に個人的な見解になりますけれども、ありません。そこは別に作っていくというのが今の段階での検討のベースになるだろうと私は思っています。前回と今回、いろいろな館種の団体の方から、館種ごとの現状をお聞きした中で、この 3 つのどこかに振り分けることによって博物館制度を運用するための第三者組織としてやっていけるかというイメージは、現状ではなかなか描けないと私は考えています。

2 点目なのですが、これはとても大事なところだと思っています。御説明させていただいたように、想定する第三者機関は、審査認定機関ではないということが今までの審議プロセスの中で一応のコンセンサスにはなっているわけですが、都道府県の教委を中心とする、審査認定をする組織をサポートしてきちっとした全国標準で不公平感のない審査、認定をしていくことが前提になると思うのですけれども、そのためには、1 つは地域と館種の特殊性をどういうふうに全国レベルの基準に反映させていくかということだと思うんですね。

そこは小林さんが最後に御指摘された通常業務を回すスタッフ人数とは別に、やはり地域ごと、館種ごとに申請案件が来たときに、それにきちっとした対応して中身を読んで、コンサルを受けながら、しっかり結果を出してくれるような専門家、あるいは地域の博物館事情に精通している方たちをきちっと確保することが第一に必要だと思っていて、その方たちを機動的に御活躍いただけるシステムを作って、それを回していくのが事務局の仕事だと考えています。独法というようなイメージの組織を考えると、もう予算自体が何十億とかいう話になってくるわけですが、そういうイメージではなく、やはり通常業務をきちっと回していく中で、それぞれの博物館からの御相談に応えながら、博物館振興をミッションに掲げた事務組織というものをどう作り上げるかといったところで、具体の人数までのイメージは、正直今申し上げられませんが、想定できる事務組織体制を検討するために、やっぱり今悉皆的な調査研究みたいなもののプロジェクトを立ち上げる必要があるのではないかということをお願いしたのであります。

もう一つ、ついでに言わせていただければ、今、日本に幾つ博物館があるかというのは誰も知らないわけですね。文科省の社会教育調査から導き出される数値から言えば5,700以上ある、片や今登録と相当として法に規定されている博物館が1,300ぐらいという現状の中で、新しい登録認定制度は全部を対象にするのかどうなのかも気になる点だと思います。現実的に5,700がそのまま全国規模でオーソライズされた基準に合致すればなっていたくのが理想的かもしれませんが、新たな制度への移行期では、やっぱり私は個人的に想定されるのは、今の登録相当になっている博物館をもう1回検証して、その移行措置を講じていくのが出発点かと思えます。その中でインセンティブをきちっと示した上で、うちもなりたいたいという博物館を増やしていく方向で、当初は2,000とか2,500ぐらいが1つのターゲットになるのかなと個人的にはイメージしているわけですが、そうしたところをきちっと回していって、インセンティブを明示することによって、そちらのモチベーションを持っていただける施設を増やしていくための事務局をまずはイメージしていきたいなという感じを持っています。お答えになりましたでしょうか。

【小林委員】 はい。すごくよく分かりました。半田さんがそういうことをお考えになっている中で、日常的に回していける通常業務的な部分の人数ですか、今、日博協でどのくらいの方が、反対に日常的にお金をもらいながらと言った方がいいと思うのですけれども、やっているのかというのが分からないものですから、お聞きしたいなと思ったのです。今、何となく半田さんが描いていらっしゃる部分で通常業務的に本当に関わってくる、

人数的なものでいいと思うのですけれども、それに幾ら給料を払うかではなくて、どのぐらいの人数ということをお聞きしたかったのです。今の最後におっしゃってくださった部分を回していくようなイメージで考えたときというところですよ。

【日本博物館協会（半田氏）】 内輪の苦しい話をここではしたくないと思うのですけれども、現状、日博協は正規の職員というのは4名です。あとは、立場は非常勤なのだけでも、日博協の業務をきちっと担っているという方を入れれば7名、8名というところですよ。しかし、それは今、日博協に期待されているICOMの日本委員会の機能も含めて考えると全く足りていません。七、八名では全く足りていないという状況の中で、じゃあ、何人いれば回せるのかということをご想定してみると、15名以内ぐらいかなと私は考えています。

その15名の中で先ほども申し上げました館種、地域にフィットした、例えば審査、登録の認証のコンサルをきちっと受けて、例えば都道府県から、申請があったけれども、この博物館、どうでしょうねといったときに、外部の人材ネットワークを活用してきちとした専門性を持って中立的な意見をコメントを返せる体制をご想定すると、やっぱり15名程度は必要ではないかなとご想定しています。これは全く日博協の中でも検討していないことですので、その前提でということをお聞きいただければいいかと思えます。

【小林委員】 はい。分かりました。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

今回、日博協からは登録審査の第三者機関の在り方について具体的に御提示を頂いておりました、そういった論議も含めて更に御意見をいただけたらと思えますが、まだ御意見のない委員からお願いいたします。では、原委員、どうぞ。

【原委員】 ありがとうございます。いろいろな皆様のレクチャーを受けまして大変感じ入っております。ありがとうございます。あと、1つお聞きしたいなということをごまず1点、それから、先ほど言っていた、半田先生、小林先生がお話になっている第三者機関についても少し意見を述べたいなと思えます。

文化財保護法をやっている観点から少し心配しているのですけれども、今、日本国以外で世界遺産だとか、日本遺産だとか、文化庁さんがお進めになっている中で、補助金を使ってガイドンス施設がどんどんできていっているのです。その地域の文化遺産、あるいは自然遺産についていろいろなガイドンスをする施設ということで、遺産そのもの、資料そのものは外にあたりするのですけれども、それを補足するような、補完するような資料を収集し、なおかつ見にいっしょの方に対して教育、普及していくという施設ができています。こ

れがだんだんに私は博物館的になっていっているのかなと思って見ていたのですが、その辺は今回の博物館法としてどうやって考えていったらいいのかなという議論が必要かなと思った次第です。

その上で、実は渡部園長とはほかの場面でも一緒に仕事をさせていただいているところなのですが、例えばなのですけれども、東京で言えば小笠原の世界遺産に対して、その種の多様性とその重要性から、多摩動物園が非常に重い責務を課させていただきまして、種の保存、系統保存というものをお願いしていたという経緯がございます。その中でやはりこの博物館法が果たす役割があり得るのか。例えばなのですけれども、飼育して繁殖させた個体を域外保全と言っているのですけれども、地元から持ってきてしまうわけですね、動物園へ。そこで繁殖させたものを域内に戻すなんていう仕事をしてくださっているのですけれども、そこでは全く博物館法は関係ないのでしょうか。あるいはこれがそういう技術ができていった暁には、ひょっとしたら国際協力などということもでき得る動物園、植物園、あるいは昆虫館の未来像というものを描いたときに、博物館法は何かできるとお思いですか。

要は、今回作る博物館法が未来に明るい博物館法でありたいなと思うんです。そうすると、日本における博物館が国際的に役割を果たしていく、あるいは科博さんでもいいかもしれないのですけれども、科学資料の保存ということに関して科学研究を行ったときに、国際協力をするなどという場面もできてきているのではないかと見ているのですけれども、そんな中で博物館法によって何かやりやすくなるのではないかという夢を描けるのかということについて何かヒントになるような実情、あるいは意見を頂戴できればと思います。まず1点目がそれです。よろしくお願いします。

【全国昆虫施設連絡協議会（渡部氏）】 では、全昆連の渡部ですけれども、ありがとうございます。具体的に博物館法の中で何をというのは、まだ我々詳細に検討したことはないのですけれども、今現状で言うと、生き物は環境省の希少種の保護とか、そういった部分での協力をしてはいますが、リソースとしては昆虫園に勤めている職員が、その部分を通常の飼育管理業務の中で研究ということで協力しているだけで、位置づけが非常に微妙な状況です。そもそもお客様に見ていただく、それを、展示を維持するというのが本来の仕事ですけれども、その技術を生かして希少種の保全をしている。種の保存のために役立つので、そちらに協力していますが、そもそも博物館として文化財保護もそうだと思いますけれども、そういった技術を追求していく部分があると思います。何か博物館の機能の中に我々は生き物ですけれども、生き物の保全ですとか、そういった技術の研究というのを後押ししてい

ただくような、そういう仕組みがあると非常にありがたいなと思います。

これはほかの自然科学、芸術系でも同じようなことがあると思います。例えば、海外で言えば美術品の修復というのはまた別の枠組みかもしれませんが、やはり博物館として持っている機能の1つと個人的には思います。その標本を維持することとか、修復していくことというのは1つの機能だと思いますので、そういったものが入っていくと、一般の方にも博物館が何をすべきなのかと。先ほど私の説明の中でも、標本を、昆虫学とか動物学としての標本を大事にしていくということがメインだと思っていますので、そこに役立つような何か理念みたいのがうたわれるとありがたいなと思います。雑駁な意見ですけれども、以上です。

【浜田座長】 では、全科協さんから御意見をいただければと思います。

【全国科学博物館協議会（濱田氏）】 例えば全科協に入っているところでも植物園があったりということで、動物園と同じで、生育域外の保全というものをやる。これは多分、例えば科学技術系の博物館で資料を保全するというものと類似するところはあると思うのですが、例えば植物園で生育域外保全、植物園が保存しています。それを例えば1回絶滅した場所にまた戻しますという活動もやっているところもある。ただ、そこまでいくと多分、それは博物館、植物園でもいいのですが、マストではないのだと思っています。

そういうものが例えば審査の中で非常にそれは高く評価されるというのはあるかもしれないのですが、博物館にとってでも植物園にとってでも、保全まではあれですが、例えば2つの活動、それは先ほど原委員がおっしゃった国際的な部分も含めて、マストではないのだろうとは思っています。そういう望ましい方向みたいなものというのが今後審査の基準とか、更に省令とかの望ましい基準みたいな部分で触れられるのは歓迎するということではありますけれども、多分、法の登録、認証の最低限なところとは分けて考えていただきたいというのは、恐らく総意になってくるのかなと思います。

【浜田座長】 原委員、よろしいでしょうか。

【原委員】 はい。ありがとうございました。文化財保護法の方でも、もう文化庁さんが様々なガイダンス施設を作っていて、あるいは環境省さんが自然保護センター、野生生物センターというものを各地に作っていくという中で、博物館という今までの概念では捉え切れないような、少しオープンエアな、その地域を紹介していくような、そしてその地域に関する資料を集めていくような何か施設ができてきているということも事実なので、それをどういうふうに含ましていくのかというのは少し気になるところです。というのは、私ども

の方からもかなりたくさん補助金を各区市町村施設とか、あるいは個人所有者の方にも出しているのですが、その運営が結構大変です。それを小規模博物館だという視点から見れば、どうやって助けたらいいのだろうかということこれから研究課題、考えていく検討課題にしていきたいなと思いました。

それからもう一つなのですけれども、半田さんがおっしゃっていた第三者機関というのは、すごくイメージが湧きました。私にとっては一番近いものが例えば IUCN だったり、ICOMOS だったりという世界遺産センターに附属した諮問機関であり、世界各国にそれぞれの分野の専門家集団をリストアップされていて、例えば近いところだとニュージーランドの専門家がいらっしゃるとか具体的にいうと小笠原で審査を受けた場合は、香港の海洋生物に詳しい方がいらっしゃる。それで、調査員審査を受けて補完して様々なテクニカルアドバイスを受けるというようなやり方をずっと私もしてきましたので、そういうものもヒントになるのかなと思った次第です。

以上です。ありがとうございました。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは、まだ御意見を頂いていない委員から挙手をいただければと思います。いかがでしょうか。では、内田委員、お願いいたします。

【内田委員】 ありがとうございます。先週、今週と博物館の多様性を改めて認識するような場になって、私としても大変勉強になりました。ありがとうございました。これを登録／認証制度から見たときに大変かなと感じたのが、ある館種にはすごく取りやすいけれども、ある別な館種には物すごくハードルが高いというような制度にしてはいけないと思いますので、それを公平に、ハードルを公平に設定しようと思うと、審査項目を削っていくようなプロセスになってしまうのではないかなと思います。

そうすると、それはそれで経過報告で底上げとか盛り立てる、レベルアップに関するところも書かれていますので、そっちをないがしろにするわけにはいかないという話になりますと、恐らくこの必須科目と選択科目みたいな構成を考えていかないといけないのだろうなと今日のお話を聞いていて感じました。この考え方がきちんと確立すると、今度、それは学芸員制度の方にも考え方をそのまま反映できるように思います。例えば美術館で働く人に求められること、科学館で働く人に求められること、これが登録制度の選択科目と同じような形になってくるのではないかなと思いますので、そういう何か方向づけでもって今後議論していけたらよいのではないかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

登録／認証制度、それから、学芸員の資格制度について、必須制と選択制という御提案も出てまいりました。

では、竹迫委員、お願いいたします。

【竹迫委員】 皆様、本当にたくさんのお話を教えていただいて、ありがとうございます。それぞれに既に御意見が出ているので繰り返す必要はないかなとも思うのですが、私は前回と今回お話を聞かせていただいて、改めて、この会議では多様な館種がこの博物館法の中で本当に活発な活動ができることがきちんと論議されていくことが求められていると痛感しお話を聞いていました。

館種や資料の多様性を考えると、現行法で「学芸員」というふうには括られることでは収まりきらないという、学芸員制度の問題に関わってくるわけで、「学芸員」と総称されている、さまざまな分野の館を担う多様な専門職を包括できるような概念の中身を広げるのか、あるいは、もっと多様な専門職を設定し併記していくのか、また、佐久間委員がおっしゃったコアスタッフというのをどうこの博物館法の中で位置づけていくのかという点は1つのキーになる部分だろうと思います。

さらに、半田委員がおっしゃった、今回の改定が行われての後、当初は現在の博物館登録をしている館が中心になってスタートするとしても、さらにその先の将来、もっともっと幅広い館がこの博物館法の下でみんな力を発揮していくためにも、現況をどういうふうに捉えて、そこへのリスペクトの上に、さらにサポートをし質的な向上を実現していくために、そうしたことを法的に支えることができる改定案を練っていくというのが課題なのだと痛感しお話を聞いていました。

また、話題になっている第三者機関に関しては、かなり具体的なお話をさせていただいてイメージが湧くとともに、今、原委員もおっしゃったのですけれども、先回カナダの水族館での例をお話してくださいましたが、第三者機関の委員が来て点検や審査、指導をするときに、館の財務やガバナンス等運営を見るグループと、水族館としての専門性を見るグループがあるというあり方、それはとても合理的で、半田委員が御提案されたものもそこにうまくマッチングしていくように私も思いました。

一方で、第三者機関のチェックを受けるための準備や手続が大変だったら、どこの館もなかなか取り組めない、できませんよというようなことが異口同音に語られましたが、それも

本当に正直な御意見だと思います。先ほど全国文学館協会の方が発言してくださったこと
で言えば、例えば公益財団であれば、3年から5年に一度立入調査がありますから、その上
に登録博物館の定期的な審査があつては、とてもじゃないけれども小規模館は、そういう対
応ができないところも現実的にあるのではないかと、というご意見も尤もなところがあると
思います。そうしてことを少しでも合理的に進めていくための工夫も必要で、例えば公益財
団であれば内閣府の立入調査をもって運営面の審査に代え、第三者機関からは専門的な活
動内容でのみ審査し、サポートをしていくといった工夫も考えていくことができるとよい
と思いました。

何より、第三者機関による点検、審査以上に重要なのは、館自らが行う自己評価で、自己
評価を前提に第三者機関の審査やサポートが重なっていくことが望ましいと思います、そ
の意味では、たしか30年ぐらい前に日本の博物館や美術館は欧米の美術館に学んで博物館
評価、美術館評価ということ、日博協でも盛んに研修をしていただいて取り組んだと思
うのですけれども、そういう動きは、今現在どうなっていて、そうしたことが機能しているの
かどうかで、していないのかによってすごく、振るい落としていくような審査ではなくて、
館自体が自らを見つめ直して、もっともっといい活動をしていこうというようなことが登
録制度とつながってこないかなということも考えました。半田委員かどなたか、博物館評価
の現在の状況というのはどんな感じか教えていただけるとうれしいなと思います。

以上です。

【浜田座長】 では、半田委員からお願いいたします。

【日本博物館協会（半田氏）】 竹迫さん、ありがとうございました。おっしゃるとおり
で、博物館事業について評価していこうというのは、トレンドとしてここ数十年ずっと進ん
できて、今望ましい基準の中でも、自らの事業をきちっと評価することに努めなくてはいけ
ないというようなスタンスに立たれているということだと思ふのですけれども、日博協も
評価、いろいろとプロジェクトを組んで考えてきましたし、今でも探していただけると日博
協のホームページの中に自己点検のやり方というのがまだ残っているんですよ。これ、とて
もよくできていると私は思っているのですけれども、自分のところの自己点検をしていく
と、同じ館種で、全国平均で出ているデータとどこがプラスでどこがマイナスかということ
も分かるんですね。

この日博協の自己点検システムを使っていただいて、県立レベルの博物館がリニューアル
の予算獲得に成功したという事例もございますし、外部評価については、特に大きな規模

の博物館は、評価のデータをまとめるだけで一苦労という、今日の話にも出ていましたけれども、その仕事に、仕事のできる中堅職員がかかりつきりになってしまって、肝心の事業が疎かになるという本末転倒的な状況というのみなきにしもあらずというところもある一方で、自分の施設の事業を客観的に自己点検するというのは非常に重要なことだと思うんですね。

これから先も第三者組織がどういう機能を担っていくかを考えるときに、博物館を上から目線で点数をつけていくというのではなくて、内在する自己点検からあぶり出された課題に対してコンサルをして手助けをしていくというような機能がきちっとシステムとしてできていけば、これは底上げにつながっていくだろうという希望は持っています。

【浜田座長】 竹迫委員、よろしいでしょうか。

【竹迫委員】 はい。ぜひ、半田委員がおっしゃるような方向で考えていくことができれば、すばらしいと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】 残り時間もあと9分となってしまいましたが、まだ御発言いただいていたいない青木委員からご意見をいただければと思います。お願いいたします。

【青木委員】 ありがとうございます。登録制度に関しましては、学芸員資格の有資格者の必置というのは、これはもう基本的には要件であるかと思えます。それは今更繰り返すことはないかと思えますけれども、それで、今日のお話の中で、その有資格者がいないとかというような報告は多々あったかと思えますけれども、いないということは、いわゆる一言で言えば採用時の条件、採用条件にその学芸員資格が入っていなかったということが1つ言えるかと思えますね。

それで、これはよく聞くとと言うとまた語弊があるかもしれませんが、つい2年ほど前でも直近では聞きました。自然系の博物館では学芸員資格は要らないんだという登録博物館でのそういう方の発言も今まで何度も耳にしているところでもありますけれども、そういうことで採用時には、とにかく資格がなかった。持っていなくても、あと学芸員資格は別途に取る方法は、取得する方法があるのは御承知のとおりでありますね。だから、そういう努力といたしましょうか、それを進めているのかどうかということであったり、あるいはまたこれからということ、今後の採用時においても、やはり今までどおり学芸員資格の資格というのを採用条件にしないのかどうかということを将来的展望でお話いただければと思います。

【浜田座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今日の会議の中では、これから登録／認証に当たっての第三者機関を具体的にどのような

に作っていくか、あるいはどういう内容にするかということがかなり具体的に論議できたのかなと個人的には思います。また、大きな課題としては博物館専門職をどう捉えるかということももう1点あるのかなと思います。私の個人的な考え方なのですが、資料を集めて整理、保管して、調査研究して教育、普及していくという仕事は多分、どの館種も同じであると私は思っております。そういう観点では、やはり博物館の専門的なことを学んだ人がその任務に就くべきと考えておまして、そういう意味で学芸員資格というのは有効的なのかなと考えております。

今日は時間が限られておりますが、そのような論議ができたのかなと思います。最後になってしまいましたが、オブザーバーの栗原さんからコメント等いただければと思います。よろしく願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。京都国立博物館の栗原でございます。時間もないので2点だけ。1つは浜田委員長が言われたとおり、小規模館対策が非常に重要になってくるのですが、これは何度も言っていますけれども、基本的には法律で対応するというよりは、予算補助、施策として対応すべきことかと思っております。それこそ原委員が言われたようにビジターセンターとか、あるいはガイダンスセンターとかいろいろできていますけれども、それらを排除はしないのですけれども、全部博物館法の対象にする必要もない、それらが拡充されていって博物館的機能を持って博物館法の対象になれば、それでいいのであって、必ずしもそれらを全部無理して博物館法の対象とする必要はないのだろうなど。今までも国立公園のビジターセンターなど、他省庁もいろいろ作っていますから、それを無理やり博物館法に引き込んでいく必要はないのではないかと思っています。

もう一つは、いろいろと審査が大変だというお話がございましたけれども、誤解を恐れずに言えば、審査は大変なものだと思うんです。楽をして必要なメリットや補助金をもらえるはずはない、必要以上に細かい書類を出させたりする必要ないと思っておりますけれども、補助金だけでなく、それこそ第三者機関がいろいろなアドバイスをしたり、指導、助言を行うことによって、ああ、苦勞して書類は作ったけれども、やったかいがあったなと思ってもらえれば、この制度は成功するのではないかと思います。必要以上に大変だ、大変だと思うよりも、大変だけれどもよかったと思われるような制度にすることが大事なのではないかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

時間も迫ってまいりましたが、最後にもし御発言をという方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。では、最後に佐久間委員、簡単をお願いいたします。

【佐久間委員】 行政を通した博物館行政がずっと続いてきているわけなんですけれども、このような館種別ネットワークでの挙がってくる情報というのは、すごく大きなことがあるし、連絡できることがたくさんあると思うので、やはりネットワーク化というのは改めて重要なのだなということを感じましたということだけ申し上げます。

【浜田座長】 続きまして、半田委員も挙手がありますので、お願いいたします。

【半田委員】 2点だけ。1点は、今日御説明した第三者組織の立ち位置と機能については、日博協を前提にして考えているというわけではないということを念のために申し上げておきたいと思います。

それともう1点は謝辞なのですけれども、日博協がやらせていただいたシンポジウムのおかげからお世話になってきた館種団体の方たちも、前回と今回、非常に貴重な御意見を賜りまして、館種団体との連携は第三者組織の重要な肝になる、博物館のネットワークを作っていくためにも必要不可欠だと思いますので、引き続きの御協力をお願いして改めて御礼を申し上げます。

以上でございます。

【浜田座長】 まだ御意見があるかもしれませんが、時間となりましたので、本日の論議は以上にしたと思います。委員の皆様におかれましては、これまで同様、次回のワーキンググループまでに今日の論議をもう一度振り返っていただいて、御意見のある方につきましては随時事務局までメール等で御意見をお送りいただければと思います。

最後に、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。次回のワーキンググループ、現在、日程調整中でございますけれども、まだ日程を頂いていない委員の方もいらっしゃいますので、お返事をお願いいたします。今のところ、恐らく9月の初旬、上旬になるのではないかなと考えておりますので、また御連絡いたします。議事としては、定義でありますとか、審査基準でありますとか、その辺りの詳細な検討を始めていきたいと考えてございますけれども、また御相談いたします。よろしく申し上げます。

【浜田座長】 では、皆さん、引き続き日程調整の御協力をお願いいたします。

それでは、これで第7回のワーキンググループを閉会いたします。今日は、皆さん、御出

席いただきましてありがとうございました。

— 了 —